職場の人間関係　　（愛媛県労働委員会）

相談内容

私は、２か月前から清掃会社に雇われて、午前中の４時間、施設での清掃作業に従事しています。その施設では、会社の従業員４人がグループになって、分担して作業をするのですが、他の３人はベテランで仕事が早いため、私は３人から「仕事が遅い」「とろくさい」「要領が悪い」などと文句を言われ、仲間外しにされます。

毎日嫌な思いをするので、仕事を辞めようと思っているのですが、これは、パワハラではないですか。労働委員会から同僚を注意してもらえませんか。

お答え

同僚の言動が、いわゆるパワハラに当たるかどうかは、その状況や程度、頻度などにもよりますので、この相談だけではっきりとお答えすることは困難です。一般的には、「仕事が遅い」とか「要領が悪い」との発言は、業務上の注意や指導といえる場合もありますので、その状況や言い方にもよると思います。

また、仲間外しにすることは、パワハラに当たる可能性がありますが、そもそもそれがパワハラかどうかということよりも、職場の人間関係で悩んでいるのでどうすればよいかという問題だと思います。

［対応策］

相談者が仕事を辞めようと思うほど同僚の言動が気になるのなら、まずは会社に相談して、何らかの対応を求めるべきです。

会社には、労働者が仕事を行う上で労働者の生命、身体、健康を守るよう配慮する義務（安全配慮義務）や、快適な職場環境を形成するように努める義務（職場環境配慮義務）などがあります。

同僚の言動をメモにまとめるなどして、会社の上司に相談されてはいかがでしょうか。その際、場合によっては、上司に同僚を注意してもらうとか、相談者を別のグループに替えてもらうなどの対応を求めることも考えられます。

なお、労働委員会から同僚に対して直接注意することはできませんが、労働者と使用者との間のトラブルでしたら、「あっせん」という労働委員が労使当事者の話合いを仲立ちする制度もあります。

相談者が使用者に対して対応を求めたにもかかわらず、使用者が適切な対応措置をとってくれないといった内容でしたら、「あっせん」の対象となることが考えられますので、改めて御相談ください。

※「パワーハラスメント」のＱ＆Ａを御参照ください。

［平成26年12月作成］